

事務連絡  
令和7年6月24日

各都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等河川部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局  
上下水道企画課管理企画指導室課長補佐

### 除害施設の適切な設置について

日頃から、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
各下水道管理者におかれましては、適切な下水道の維持管理等の観点から、事業者等に対して下水道法（昭和33年法律第79号）第12条および第12条の11に基づき除害施設設置について適正に指導を行っていただいているところでです。

国土交通省では、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没を踏まえた対策委員会」を設置し、同委員会において、令和7年5月28日に第2次提言「国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～」が公表され、本提言の中で、除害施設等の民間の施設についても適切に設置・管理されることにより、下水道管理に支障を及ぼす恐れがあることから、下水道管理者による適切な指導を行うことが重要であると示されました。

本提言を踏まえまして、改めて除害施設設置の促進に係る行政指導の徹底をお願いするほか、融資制度の支援および除害施設の設置に係る課税標準の特例措置の活用についても併せて徹底をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）に対し、本件について周知いただきますようお願いいたします。

#### 【参考】

○第2次提言「国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～」

国土交通省 HP : <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001891084.pdf>

以上

(参考条文)

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（除害施設の設置等）

第十二条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

2 (略)

（除害施設の設置等）

第十二条の十一 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に關し政令で定める基準に適合しない下水

二 その水質（第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 (略)